



来週の投資戦略 (2/14-18)

大幅下落で振出しに戻る？

2022年2月13日

小松 徹

注目事項 - 見所

10-12月期の企業決算 — リクルートホールディングス (6098)、生損保など
 2月15日、10-12月期の実質 GDP 成長率 — 前期比+1.5%?
 2月16日、米連邦公開市場委員会 (FOMC) 議事要旨 — 資産縮小などの時期は?
 2月18日、1月の消費者物価指数 (コアコア) — 前年比 0.9%低下?

株式市場見通し

来週のわが国の株式市場は寄り付きから大幅安の展開となろう。先週の市場が米国市場水曜日までの良い所しか織り込んでおらず、木曜日の米国の1月の消費者物価指数前年比+7.5%とその後の長期金利 2%超え、さらに週末のウクライナ情勢の緊迫化を織り込んでいなかった。この間、リスク回避の円高になっている点にも注意したい。米国では水曜日に FOMC 議事要旨が公表される。年初来、0.40%上昇している長期金利がさらに上昇するか、それともほとんど推測した範囲内だとして、落ち着くか。

来週月曜日が企業の10-12月期決算最後の山場になる。KPAの注目は、リクルートホールディングス (6098)、生損保各社など。リクルートの10-12月期営業利益は前年比24%増と予想されているが、これまで2倍、3倍の増益だったので、モメンタムは大きく低下する。アナリスト予想の前提でも株価収益率 (PE) が34倍と高いので、余程大幅な修正でないと株価が高値に戻るのには時間がかかるだろう。生損保の業績は本業で大きな事故がなかったという前提で考えると、運用の外部環境に左右される。昨年12月末決算時点では株式市場も債券市場も良かったが、今年に入って波乱の展開となっている。そのあたりを会社はどう対応できたか、投資家は興味を持っている。

次に、来週決算発表予定の米国企業について。水曜日にアプライド・マテリアルズ (半導体製造装置大手)、エヌビディア (半導体大手)、木曜日にウォルマート (小売り大手) が発表する。半導体業界は現在絶好調なので、持続性に焦点が当たろう。ウォルマートは終了した四半期の7%増益から今四半期には1%減益が予想されている。前四半期は微減収と予想されているので、小売りの環境は楽観できない。

最後に、2月第1週も外国人投資家が現物市場で17百億円売り越した (先物もほぼ同額)。市場全体が前週の投げ売りから反発した週だったが、買いの主体は年金基金だけだった。自信をもって買い越した投資家はいなかったようだ。やはり、岸田首相の「新しい資本主義」に投資家は警戒感を持っている。前々回紹介した KPA の見方を再掲すると、①新規公開の公募価格を上げると申込者が大幅減、初値も下がるだろう、②四半期開示を止めると投資家は透明性の低さを嫌うだろう、③配当や自社株に制限を設けると、リスクを取って投資する小口投資家中心に投資家数が減少するだろう。すなわち、評論家だけでなく、リスクを取っている者にも聞く耳を持った方が良い。

KPA の投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期2桁増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。